

安全保障理事会決議 1915 (2010)

2010年3月18日、安全保障理事会第6286回会合にて採択

安全保障理事会は、

2010年3月1日付旧ユーゴスラビア国際裁判所（国際裁判所）所長からの書簡を添付した2010年3月15日付安保理議長宛事務総長書簡（S/2010/133）に留意し、

1993年5月25日の827(1993)、2005年1月18日の1581(2005)、2005年4月20日の1597(2005)、2005年7月26日の1613(2005)、2005年9月30日の1629(2005)、2006年2月28日の1660(2006)、2006年4月10日の1668(2006)、2008年2月20日の1800(2008)、2008年9月29日の1837(2008)、2008年12月12日の1849(2008)、2009年7月7日の1877(2009)および2009年12月16日の1900(2009)の諸決議を想起し、

決議1900(2009)において、安全保障理事会が、2009年12月31日の任期の終了にもかかわらず、キンバリー・プロスト（カナダ）判事およびオレ・ビヨルン・ストーレ（ノルウェー）判事がポポヴィッチ事件を完了し、国際裁判所に奉仕する臨時裁判官の総数を、2010年3月31日までは最大12名に戻すことを条件に、国際裁判所規程の第12条1項に定められている最大12名から、随時暫定的に最大13名とすることを決定したことを想起し、

予測できない事情によりポポヴィッチ事件の判決の言い渡しが遅れ、2010年3月末までには申し渡されないのであるという事実に留意し、

国際裁判所に奉仕する臨時裁判官の総数を、国際裁判所規程の第12条1項に定められている最大12名を一時的に超えることを認めることの妥当性を確信し、

国際裁判所に対して作業を迅速に完了するためにすべての可能な措置をとることを促し、

国際連合憲章第7章に基づいて行動して、

1. 国際裁判所に奉仕する臨時裁判官の総数を、2010年6月30日までに、若しくはポポヴィッチ事件の完了のいずれか早い時に、最大12名に戻すことを条件に、国際裁判所規程の第12条1項に定められている最大12名から、随時暫定的に最大13名とすることを決定する。
2. この問題に引き続き取り組むことを決定する。